

「総務省情報通信研究評価実施指針」の改定概要

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日：平成26年5月19日一部改正：内閣総理大臣決定）」の改定を受け、「総務省情報通信研究評価実施指針」について改定予定。

■国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定のポイント

(1) 研究開発プログラムの評価の導入

- ・研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム化及び競争的資金制度等の研究資金制度のプログラム化
- ・府省及び研究開発法人等を対象
- ・評価部門の運営の独立性に配慮、マネジメント体制を強化
- ・追跡調査の実施、追跡評価の対象拡大
- ・評価結果を研究開発プログラムの改善又は中止などに適切に反映

(2) アウトカム指標による目標の設定の促進

取り組むべき課題に対応した目標（アウトカム指標等による目標）の設定と達成状況の把握

※内閣府HP資料より抜粋

■総務省情報通信研究評価実施指針（第5版）への反映のポイント

(1) 研究開発プログラムの評価の導入

第2章に研究開発プログラムに係る内容を追加（第2章1.（2）②他）

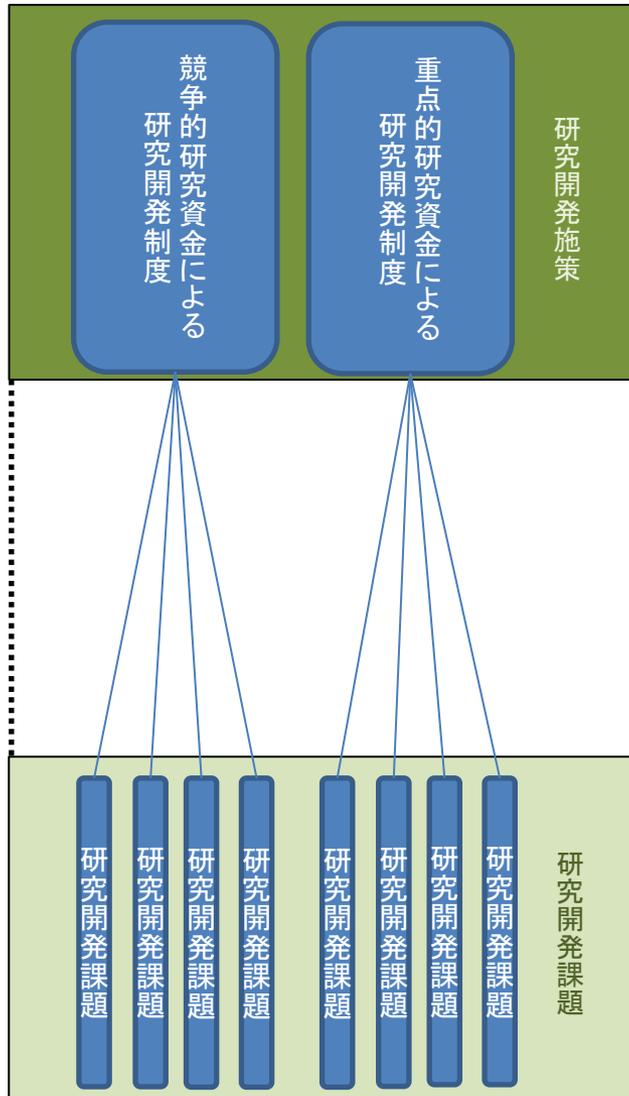
(2) アウトカム指標による目標の設定の促進

第2章にアウトカム指標による目標の設定や、達成状況の把握に係る内容を追加（第2章1.（7）他）

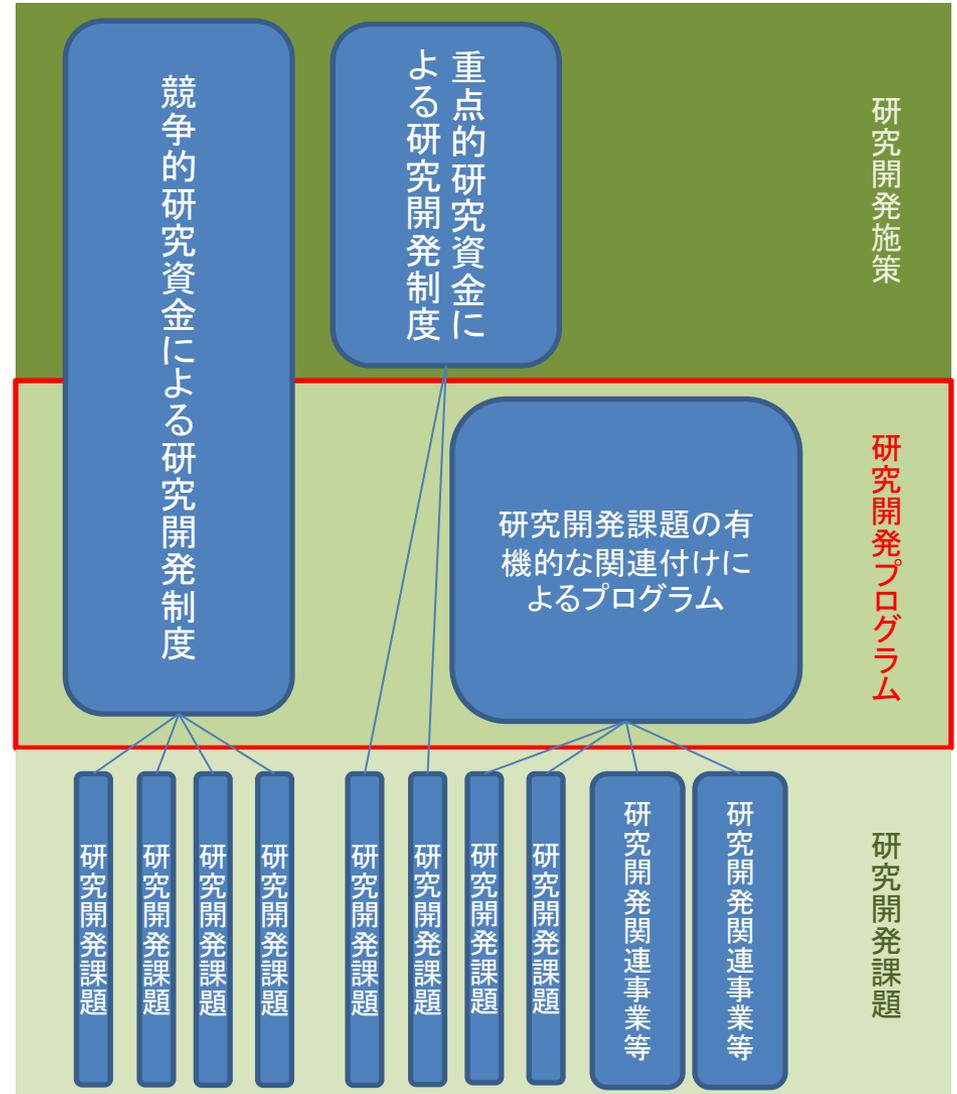
※平成27年●月改定、平成27年4月1日より適用予定

総務省情報通信研究評価実施指針(第5版)の政策体系イメージ

総務省情報通信研究評価実施指針(第5版)では、研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム及び競争的資金制度等の研究資金制度のプログラムについて記載



改定前イメージ



改定後イメージ